

平成31年土佐清水市議会定例会2月会議会議録

第1日（平成31年 2月18日 月曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）

議案第1号 平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について

議案第2号 土佐清水市被災建物等撤去等支援事業分担金徴収条例の制定について

（質疑、議案の委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 谷口佳保君 | 2番  | 弘田条君  |
| 3番  | 武政健三君 | 4番  | 山崎誠一君 |
| 5番  | 吉村政朗君 | 6番  | 作田喜秋君 |
| 7番  | 岡本詠君  | 8番  | 甲藤眞君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長   | 前田 利実 君 | 主査   | 前田 美鈴 君 |
| 主査     | 弘田 孝欣 君 |      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                |         |                      |         |
|----------------|---------|----------------------|---------|
| 市長             | 泥谷 光信 君 | 副市長                  | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 横山 周次 君 | 企画財政課長               | 横山 英幸 君 |
| 総務課長           | 野村 仁美 君 | 危機管理課長               | 岡田 敦浩 君 |
| 消防長            | 上原 由隆 君 | 環境課長兼<br>清掃管理事務所長    | 田村 善和 君 |
| 観光商工課長         | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 二宮 眞弓 君 |
| 教育長            | 弘田 浩三 君 |                      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、平成31年土佐清水市議会定例会2月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

2月会議の審議期間につきましては、本日1日にしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、2月会議の審議期間は本日1日と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番細川博史君、10番前田 晃君を指名いたします。

日程第3、市長提出報告第1号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変

更について)」並びに議案第1号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」及び議案第2号「土佐清水市被災建物等撤去等支援事業分担金徴収条例の制定について」を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。

本日ここに、平成31年土佐清水市議会定例会2月会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本年1月2日に中央町商店街で発生した火災は、全焼11棟、焼失面積約1,500平方メートルと、土佐清水市始まって以来の大規模火災となり、発災翌日からは関係機関の皆様と協議を行いながら、県とも支援制度や予算措置など被災への具体的対応等について協議を重ねてまいりました。

1月22日には永野議長とともに、県関係の国会議員と総務省へ特別交付税の要望を行い、この大規模火災による被災状況を丁寧に説明し、特別交付税の増額をお願いしたほか、2月1日にも、永野議長を初め先の市議会1月会議で設置された中央商店街災害復興対策特別委員会委員の皆様と知事、高知県議会議長への要望活動に赴き、大規模火災に対する早期再建・復興支援に関する要望書を提出し、改めて県の復興支援を要望したところであります。

尾崎知事からは、これまで県と市の担当課の間で協議・検討をしてきた支援策をもとにして新規制度として早急に取りまとめ、2月高知県議会に予算案を提出し、土佐清水市の中心商店街復興に向け、協力を惜しまないとの力強いお言葉をいただきました。この要望活動の結果を受け、被災された皆様の一日も早い再建と商店街の復興に向かうよう、今会議において関連の補正予算案及び条例案を提出させていただきました。

今後につきましても、関係機関の皆様と連携しながら、被災された皆様と商店街の一日も早い復興に向け、全力で取り組んでまいりますので、皆様の御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、御提案申しあげました各案件につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号は、爪白キャンプ場管理棟新築等工事につきまして、セキュリティー機能の追加やシャワー棟改修工事における屋根の補強工事等により、契約金額が増額となりましたので専決処分した報告であります。

議案第1号は、平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）といたしまして、中央町商店街大規模火災の復興支援に要する費用を計上するもので、本火災により損傷した商店街の街路灯3基の修繕費用として75万5,000円のほか、火災瓦れきの撤去・処理等にかかる費用として1,300万円を補正計上するものであります。

議案第2号につきましては、議案第1号の大規模火災関連予算に関する条例案であります。本火災により発生した大量の火災瓦れきを、行政が主体となり撤去・処分等を実施することとし、地方自治法第224条の規定により、その事業実施にかかる受益者分担金を10%とする分担金徴収条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明は終わらせていただきます。なお、細部につきましては、所管課長から御説明をいたしますので、大規模火災により被災された皆様と商店街の一日も早い再建・復興のため、御審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから議案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第1号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

議案第1号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、御説明いたします。歳出から説明いたします。

補正予算書の14ページをお願いいたします。

6款1項1目商工振興費、11節需用費、修繕料75万5,000円は、平成25年度に市が設置いたしました商店街の街路灯20基のうち、今回の大規模火災により、3基が損傷したため、その修繕費用を計上するものであります。

8款1項6目災害対策費、13節委託料1,300万円のうち、被災建物等撤去等支援事業委

託1,200万円は、火災による瓦れきの撤去及び仮置き場までの運搬業務のほか、仮置き場での瓦れきの分別作業及びその分別した瓦れきを処分場まで運搬する業務を委託するものであります。

同じく、コンクリート等リサイクル処分委託100万円は、分別された瓦れきの中で、コンクリートにつきましては、宿毛市の専門の処理施設において、リサイクル処理を行ってもらうための委託料を計上するものであります。財源につきましては、受益者分担金と県補助金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書を参照願います。

次に、歳入について説明いたします。

13ページをお願いいたします。

11款1項7目1節、消防費分担金、被災建物等撤去等支援事業分担金130万円は、今回の火災瓦れきの撤去・処理等に要する経費の10%を受益者分担金として徴収するものであります。

14款2項7目1節、消防施設費補助金、火災廃棄物処理緊急支援事業補助金585万円は、火災瓦れきの撤去・処理等に要する経費にかかる県補助金を計上するもので、事業費から受益者分担金を除いた額の2分の1が交付されるものであります。

17款1項3目、財政調整基金繰入金660万5,000円は、歳出予算の一般財源として計上するものであります。

9ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正につきましては、本予算で計上する事業が、早期に完了できるよう取り組んでまいりますが、年度内に完了することができなかった場合も考慮し、翌年度に繰り越して使用できる予算の限度額を定めるものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,375万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は101億1,318万1,000円となります。

以上で、平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、報告第1号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」及び議案第2号「土佐清水市被災建物等撤去等支援事業分担金徴収条例の制定について」の2件について、説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 野村仁美君登壇）

○総務課長（野村仁美君） 条例案等について説明いたします。

議案つづりをお願いいたします。

報告第1号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」、議案つづり1ページから2ページです。

本件については、平成30年6月会議の議決を受けて、6月26日付で有限会社笹工務店代表取締役 笹本泰秀氏と工事請負契約を締結し実施しております爪白キャンプ場管理棟新築等工事につきまして、セキュリティ機能の追加、ラウンジ機能の仕様変更及び浄化槽の維持管理費軽減に向けた機種変更及びシャワー棟改修工事における屋根の補強工事等により、契約金額が158万5,440円増額となりましたので、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について第3号の規定により、去る2月5日に専決処分しましたので、これを報告するものであります。

議案第2号「土佐清水市被災建物等撤去等支援事業分担金徴収条例の制定について」、議案つづり4ページから5ページです。

本議案につきましては、去る1月2日に中央町で11棟が全焼した建物火災により発生した大量の火災瓦れきによる環境衛生面や安全性、市民生活への影響を早期に改善するため、行政が主体となり土佐清水市被災建物等撤去等支援事業を実施することとし、地方自治法第224条の規定により、事業実施にかかる受益者分担金を10%とする分担金徴収条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものです。

以上、御審議につきましてよろしくをお願いいたします。

**○議長（永野裕夫君）** 以上で議案等に対する内容説明を終わります。

ただいまから質疑に入ります。

この際、各位をお願いいたします。

議案第1号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」及び議案第2号「土佐清水市被災建物等撤去等支援事業分担金徴収条例の制定について」の議案2件は、所管の委員会に付託し、審議を願うこととなっておりますので、この点十分お含みおきの上、質疑されますよう特にお願ひ申し上げます。

なお、2月会議における質疑につきましては、通告制をとっておりませんので、発言のある方は自席でお願いいたします。

質疑の方はございませんか。

10番、前田議員。

（10番 前田 晃君自席）

**○10番（前田 晃君）** 第2号議案について質疑をさせていただきます。

まず初めに、火災による瓦れきの撤去につきましては、これまで、個人の責任で対応すると

いうことになっていたわけですが、この条例案によりまして、本市では、被災瓦れきの処理に対する復興的支援の道が開かれることとなりますので、その点で画期的な条例案であるという認識のもとでの質疑だということを申し上げまして、以下3点について、いずれも所管の危機管理課長にお尋ねをいたします。

まず1つ目は、条例案そのものについての質問です。第1条には、この瓦れき処理の事業費用に充てる、分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるとありますけれども、この分担金徴収条例で定める必要な事項とは何なののでしょうか。お伺いをいたします。

2つ目は、第2条に、市が行う被災建物等撤去等支援事業についての定義が定められています。そこにはこの事業は、規則で定める災害が発生した場合に、市が主体となって行う事業だとしていますが、この事業の要件となっています規則で定める災害とは、どのような災害なののでしょうか。お伺いをいたします。

3つ目は、分担金についての質問です。第3条で、分担金の徴収と延納、免除等の規定。第4条では、分担金の受益者の負担額。そして、第5条では、分担金の納付方法、期日についての規定があります。この分担金については、先ほどの課長の説明でもありましたように、地方自治法第224条に基づくものですが、第228条では、分担金について過料を科すことができるというふうにされていて、強制力があるわけですが、被災者の事情、例えば、保険等で撤去費用が賄えるとか、経済的に大丈夫だという理由によって、この分担金の徴収が拒否できるものなのかどうか。最初に申し上げましたけれども瓦れき撤去費用の公費負担というのは、大変ありがたいことで画期的なことだと思いますけれども、制度上の問題として、この分担金の拒否というのができるのかどうか確認をしておきたいと思います。以上3点お願いします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

まず1点目の、徴収することに関し必要な事項とはということでございます。第2条以下に定めております本事業の定義であるとか、第3条の徴収の対象者、第4条、分担金の額、第5条、納付方法及び納付期限、第6条、規則への委任といった事項でございます。

2点目で災害の定義ということでございます。参考資料として配付しております分担金徴収条例施行規則第3条にお示ししておりますように、災害救助法の適用に至らない10棟以上の建物が焼失するような大規模火災を今回の条例は対象としております。

3点目で受益者の分担金の徴収の拒否でございます。これも参考資料の支援事業実施要綱のほうへ定めておりますように、本事業の適用を希望する方は申請書を提出していただくという

ことにしております。申請書には、不服及び紛争の申し立てはしない。分担金の納付を行う。事業に必要な個人情報の利用に同意する。ということ承諾した上での申請書を提出していただくということでございますので、事業の適用になった方より、納付拒否はないものと考えておりますし、また分担金は、強制力を伴う公債権でございますので、もし、拒否ということでありましたら、ルールにのっとり対応を行っていくことになろうと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田議員。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

2回目の質疑をさせていただきます。

この1つ目の、分担金徴収条例で定めます必要な事項については、今、課長の答弁がありましたけれども、この条例案で提案されている第1条から第6条までと、これが必要な事項ということだろうと思います。そこをあえて質問させていただいたのは、これは私、皆さん御承知のように、この国民に負担を求めていく税金の賦課徴収にかかわっては、法律の根拠に基づいて行わなければならないという租税法律主義の原則があります。これは地方自治体でも、同様でありまして、この提案されています分担金も住民に負担を求めるものであるもので、条例で定めて議会の承認を得ることが必要になるということです。ちょっと私も、本を読んでみましたら、この分担金の条例には、分担金の種類、受益者の範囲、徴収手続、各受益者に割り当てる方法などを具体的にかつ明確に規定すべきだ、書き込むべきだとされています。分担金の種類、受益者の範囲、徴収手続、各受益者に割り当てる方法が、この第1条にいう条例に必要な事項に当たり、先ほどの課長の答弁に含まれていると考えられますけれども、この提案されている条例案には、分担金の種類や受益者の範囲、そして徴収手続についての規定があるわけですが、各受益者に割り当てる方法、すなわち、それぞれの受益者の負担額、あるいは負担割合についての規定は見当たりません。

第4条に分担金の額は、事業費総額の100分の10になるとありますけれども、それは、受益者全体の負担割合であって、個々の受益者の負担額や負担割合ではありません。後でいただいた施行規則や実施要綱にもそれらは示されてはおりません。それぞれの受益者の負担額は、撤去費用の総額が確定できないので、個別の負担額は決められないということなのかもしれませんが、少なくとも各受益者の負担割合の算定方法は、規則や要綱ではなく条例の中にきちんと書き込むべきではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

次に2つ目の、規則で定める災害については、施行規則の第3条に定められています。火災規模が災害救助法の対象とならない10棟以上の建物が焼失したもの。それを大規模火災と言



っておりますけれども、そういう話でした。私はこの条例案の規則で定める災害の中には、火事だけでなく風水害などの自然災害も当然含まれているものと思っていましたので、対象を火事に限定していることについては、大変意外に思いました。個人責任とされていた火事による瓦れき処理への公的支援は大きな前進だと思いますけれども、自然災害による被災建物の撤去についても適用できる条例として運用できれば、さらに市民に貢献できる条例になると思うところであります。ただこの条例案が規則で定める災害を火事に限定しているということについては、ただいまの答弁で了解をいたしました。

3つ目の、受益者は分担金の徴収を拒否できるかについては、瓦れき撤去事業の適用は、被災者の申請が前提となっていること。そして、申請書には、分担金を納入するという同意書も兼ねているということでしたので、申請する以上は分担金の徴収を拒否することはないと、できないということでした。それにかかわってですけれども、この申請書と条例成立後の運用にかかわってお尋ねをいたします。

今回の中央町の火災で燃え残っていました3階建物の屋根の部分が、この前の春一番の強風で飛びそうになり、周辺への二次被害を心配した所有者、被災者の方から、危険箇所を緊急に撤去することを求める声があったということです。この声は商工会議所を通じて、市にも伝えられたと思いますけれども、今回は条例などの整備ができていないために、個人で対応するほかになく、さかのぼっての公費での支援もできないということでしたけれどもこの条例が成立すれば、このような危険箇所への緊急対応についても、申請書提出後であれば、公費で補償することも可能となるように思うわけですが、この点についてはいかがでしょうかお伺いをいたします。以上です。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

2回目の一点目の、個人の分担割合を条例であるとか規則に記載しておく必要があるのではないかという部分でございますが、被害の状況、形態によりケースバイケースでの対応が必要となると考えますので、記載は困難と考えております。

今回の場合は、各所有者の所有する建物の延べ床面積、建物の構造に応じて負担割合を算定して所有者間の公平公正を保って図っていくようにいたします。

2点目はOKということで、了承ということで答弁よろしいですかね。

3点目の、条例が成立後にこのようなケースが起こったらというところでございます。被災者全員の申請が整い事業決定となりますので、それ以前の個人対応の費用は事業の対象外となりますが、今後そのようなケースが生じた場合は、その時々状況により、判断し対応してい

くこととなろうと思います。以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 条例への記入は困難だという答弁でありました。少なくとも個々の受益者の負担割合の算定方法については、私は書き込むべきではないかなと思うんですけども、延べ床面積、それから建物の構造などをもとに考慮して公平に負担割合を算定するという基準があるということですので、ぜひそういう対応をお願いしたいと思います。この条例案はこれまでにない画期的な条例案だと思います。けれども、受益者に負担を求める分担金を創設する条例案でありますので、個人の負担が明確になるところまで条例に規定をする。書き込むと、そして議会のコントロールが及ぶようにする必要があるのではないかなというふうに考えています。しかしながら、公平に負担割合を決めていく基準があるということですので、答弁については了解をいたしました。

最後の、申請後であれば、個人負担で対応した撤去費用について後々公費で補償することについては、状況により判断をするということですので、その点についても了解をいたします。

以上で第2号議案についての質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会及び中央商店街災害復興対策特別委員会に付託いたします。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

なお、両委員会は、本日中に審議を終了されますよう特に御配慮をお願いいたします。

この後、直ちに予算決算常任委員会を開催し、同委員会終了後、中央商店街災害復興対策特別委員会を開催いたしますので、委員会審査についてよろしくをお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

午後 1時42分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

ただいまから予算決算常任委員会及び中央商店街災害復興対策特別委員会、両委員会の審査結果について報告を求めます。

弘田 条君。

（予算決算常任委員会及び中央商店街災害復興対策特別委員会

委員長 弘田 条君登壇）

○予算決算常任委員会及び中央商店街災害復興対策特別委員会委員長（弘田 条君） 平成31年土佐清水市議会定例会2月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第1号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、8款1項6目 災害対策費について

委員から、被災建物等撤去等支援事業委託及びコンクリート等リサイクル処分委託について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、平成31年1月2日に発生した中央町での建物火災により、大量の火災瓦れきが発生しており、現在も放置されたままの状況である。そのため、行政が主体となり、早期にこの火災瓦れきの撤去・処理を行うことが必要と判断し、県へも要望を行ったところ、県においても新たな支援制度を創設し支援を行う方向性が示されたことにより、今回の補正予算へ計上したとのことであります。

委員から、委託業者は市内業者を対象とするのか、また、選定はどのように行うのかとの質疑があり、コンクリートのリサイクル処分については、宿毛市の専門業者に委託する。その他の瓦れき撤去に係る委託契約については、市内業者から見積入札を行い選定する予定とのことであり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、中央商店街災害復興対策特別委員会審査結果を報告いたします。

平成31年土佐清水市議会定例会2月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第2号「土佐清水市被災建物等撤去等支援事業分担金徴収条例の制定について」

委員から、執行部がスピード感を持って要望活動を行った結果、県も新たな制度を創設し支援を行う方向性が示された。今後においても、スピード感を持って対応するよう要請し、了承

いたしました。

以上のとおり、当委員会に付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会及び中央商店街災害復興対策特別委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会の質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

次に、中央商店街災害復興対策特別委員会の質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第1号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号「土佐清水市被災建物等撤去等支援事業分担金徴収条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 2月会議終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この2月会議に提案をいたしました中央町商店街大規模火災の復興支援に関する関連予算案及び条例案について、全議員の賛成で議決をいただき誠にありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。また、これまで被災者の皆様に寄り添い、支援策への御協力と調整役などに御尽力賜りました商工会議所・程岡会頭を初め中央町商店街振興組合役員の皆様、中村中央町区長様など関係各位に対しまして心からの敬意と感謝を申し上げます。この議決を受け火災瓦れきの撤去・処理を可及的速やかに行い、あわせて今後におきましても、関係機関と連携しながら被災された皆様と中央・中心商店街の一日も早い復興に向け全力で取り組んでまいりますので、皆様の御支援・御協力をよろしくお願いを申し上げます。散会に当たっての御挨拶にかえさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) 以上をもちまして、平成31年土佐清水市議会定例会2月会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後 1時49分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員